

平成28年夏の交通安全県民運動・実施要綱

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

平成28年7月11日（月）から同年7月20日（水）までの10日間

第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

第5 運動のスローガン

「交通ルール 守って未来へ ステップアップ」

第6 運動の重点

- 1 二輪車の交通事故防止（特に、若年者を含めたマナーアップの推進）
- 2 子供と高齢者の交通事故防止（特に、歩行者事故の防止）
- 3 飲酒運転の根絶

第7 運動の重点に関する主な推進項目

- 1 「二輪車の交通事故防止（特に、若年者を含めたマナーアップの推進）」に関する推進項目
平成27年中の二輪車乗車中の死傷者数は1,421人で、全死傷者数（6,755人）の21.0%を占め、全国の割合（10.6%）の2倍の数値となっているほか、二輪車乗車中の事故は夏場に多く発生する傾向にあることから、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の交通安全意識の高揚（マナーアップ）を図るため、次の項目を推進する。
 - (1) 交差点における一時停止、安全確認の徹底
 - (2) スピード超過、走行時及び渋滞時のすり抜け、路肩走行、無理な追い越しや車線変更、走行中の携帯電話使用等の危険性についての周知徹底
 - (3) 適正なヘルメット着用（あごひもの装着等）の徹底とプロテクター装着の促進
 - (4) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
 - (5) 二輪車安全運転5則（別紙「各種運動のスローガン」参照）の徹底
 - (6) 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動（暴走行為をしない、させない、見に行かない）の徹底
- 2 「子供と高齢者の交通事故防止（特に歩行者事故の防止）」に関する推進項目
少子化が進む一方で、ここ数年、本県における中学生以下の子供が関連する交通人身事故は、事故全体の約8.5%（476件）となっており、前年度（564件）より減少となっている。高齢者が関連する人身事故は10年前（平成17年）と比較すると約1.27倍の増加（平成27年中1,464件・事故全体の26%）となっている。

次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ること及び増加傾向にある高齢者関連の交通事故を防止するため、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の子供と高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (3) 子供と高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- (4) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- (5) 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の着用の促進
- (6) 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (7) 街頭での高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (8) 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- (9) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底

3 「飲酒運転の根絶」に関する推進項目

平成27年中の飲酒運転絡みの人身事故は117件で、全人身事故（5,621件）に占める割合（2.08%）は、26年連続で全国ワースト1位と、不名誉な記録を更新しているほか、人口千人当たりの飲酒運転の検挙件数も全国平均の約5.6倍と全国で最も多い数であるなど、依然として憂慮すべき状況にある。

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき県、県民、事業者等が一体となって飲酒運転の根絶を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- (5) 翌日の運転に支障のない適量飲酒に関する啓発（二日酔い運転の防止）

（第8 省略）

第9 運動の実施事項

1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫

夫」等という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないとの強い信念を持つこと。(事故を起こしたときの代償が大きいことの認識)

また、翌日に自動車を運転する予定がある場合には、飲酒を控える。(二日酔い運転の防止)

- (2) 無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) 「高齢運転者標識(高齢運転者マーク)」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。
- (4) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自分自身の運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (5) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座席同乗者にも正しく着用させる。
- (6) 幼児・児童を同乗させる場合は、子供の体格に合ったチャイルドシート等を正しく装着させる。
- (7) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。
- (8) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等の事故を常に意識して運転に臨む。

2 地域・家庭における実施事項

- (1) 速度超過等無謀運転や飲酒運転の危険性・迷惑性・反社会性、事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないよう、また、シートベルト・チャイルドシート、二輪車はヘルメットを着用するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転、無謀運転等の危険性・迷惑性・反社会性や、事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無謀運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転・無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体(回覧板、チラシ)を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。

3 職場における実施事項

- (1) 事業所等において、交通安全講習会等を開催する際は、高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用に努め、交通事故防止を図る。
- (3) 事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙(誌)等を活用し啓発に努める。
- (4) あらゆる機会を利用して、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (5) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させ、自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図る。